

## 令和6年度 玉東町農業用施設維持管理事業説明書

### (1) 申請について

#### ○ 申請期間

令和6年5月13日（月）から令和6年12月20日（金）までの開庁時間受付

※8時30分から17時まで（ただし、12時から13時は除く）

※予算額の上限（100万円）に達したら受付を終了いたします。

#### ○ 申請場所 玉東町役場 産業振興課

申請者が産業振興課へ持参して申請してください。（郵送での申請は不可）

※書類は記入し、添付書類、資料を全て揃えた状態で申請すること。

#### ○ 申請に必要な書類

※様式は窓口配布又は町ホームページからダウンロードして規定の様式を使用すること。

申請に必要な書類 ① 補助金交付申請書

② 収支予算書

③ 農業用施設維持管理事業計画書

添付書類・資料 ・見積書

・位置図

・農地基本台帳

・補助金受け入れ希望の通帳

・申請者の「住民票」及び町税の「滞納のない証明書」

（町民福祉課及び税務課にて取得してください。）

【補助率・補助限度額・補助要件等】※申請対象により、内容が異なるので要確認。

補助対象事業	補助率	補助金限度額	補助要件等
かんがい排水事業	50%以内	30万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者は認定農業者であること(団体等の場合は、認定農業者が1人以上含まれること。)。また、認定新規就農者も含む。</li> <li>・受益戸数1戸につき500メートル以内の用排水施設に要する土工費、作工費その他直接必要な費用</li> <li>・年度内に事業を完了すること</li> </ul>
暗きょ排水事業	25%以内	52万5千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者は認定農業者であること(団体等の場合は、認定農業者が1人以上含まれること。)。また、認定新規就農者も含む。</li> <li>・受益戸数1戸につき、1.0ヘクタールまでの暗きょの施設に要する労力費、資材費その他直接必要な費用</li> <li>・年度内に事業を完了すること</li> </ul>
原状復旧事業	50%以内	25万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者は認定農業者であること(団体等の場合は、認定農業者が1人以上含まれること。)。また、認定新規就農者も含む。</li> <li>・受益戸数1戸につき、1箇所までの農道の破損個所の原状復旧工事に要する労力費、資材費その他直接必要な費用</li> <li>・年度内に事業を完了すること</li> </ul>

※補助対象事業は、掲載しているもののみ。

(玉東町農業機械等整備事業実施要綱による)

## 【注意事項・確認事項】※申請前に必ずお読みください

- 申請者（事業主体）は、申請時に住所を玉東町に有し、かつ継続して6か月以上在住している人が対象となります。
- 予算の範囲内（予算額100万円）で、補助金を交付します。
- 予算額の上限に達しましたら受付を終了いたします。
- 国、県、その他の補助事業の対象となったものについての重複申請はできません。
- 3年間で、1戸または1団体当たりの補助限度額は、100万円となっており、限度額以上の補助は受けられません。
- 事業の複数申請はできません。
- 申請受付後（交付決定後）に取下げを行った方は、翌年度の申請はできません。
- 事業費とは、見積額のことを言います。（消費税込み）
- 補助申請額の算定は、各事業の標準事業費を用いた金額で算定してください。

### (2) 要件等の確認、審査

- 申請受付後、要件等の確認審査を行い、補助率、補助額を確定します。
- 申請後、虚偽等が発覚した場合は申請、交付を取り消す場合があります。

### (3) 交付決定通知

- 受付後（約1ヶ月）、順次通知いたします。
- 補助金の交付決定前に事業を実施したものについては補助の対象になりません。

### (4) 着工前写真の撮影

- 交付決定後、事業着手前に町担当者が現地にて撮影を行いますので、申請者が町担当者に連絡を入れ、日程打合せをお願いします。

(5) 事業着手

- ・ 交付決定後に申請内容に基づき事業を行ってください。

(6) 事業完了

- ・ 事業完了後、申請者が町担当者に連絡を入れ、日程調整を行い現地の確認、検査を行います。
- ・ 事業完了後、書類を揃えて速やかに事業実績報告書の提出をお願いします。

【事業実績報告書に必要な書類】

- ④ 補助金実績報告書
- ⑤ 収支決算書
- ⑥ 農業用施設維持管理事業実施報告書

⑥の添付書類

- ・ 領収書の写し
- ・ 着工前と着工中写真

(7) 補助金の請求

- ・ 実績報告時に併せて町指定の様式で ⑦請求書 を提出して下さい。
- ・ 確認検査後に会計処理を行い、申請者指定口座へ振り込みを行います。

(8) その他の注意事項

- ・ 補助金交付後 5 年間は認定農業者であること。
- ・ 補助金交付後 5 年間に亘り、耕作状況の確認を行います。
- ・ 個人情報保護法の関係上、第三者による申請者の個人情報に関わる申請内容についてのお問い合わせはご遠慮ください。

○問い合わせ・申請先

玉東町木葉 759 電話：85-3113 FAX85-3116

玉東町役場 産業振興課

※平日（開庁日）8時30分から17時まで（ただし、12時から13時は除く）